



手続き・申請

難病患者福祉手当をご存じですか？

伊奈庁舎社会福祉課 ☎58・2111（内線4102）

難病患者福祉手当は、原因不明で治療方法が確立されていない難病疾患患者の方の、心身の安定と福祉の増進を図る目的のため支給するものです。

次の支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は早めに手続きをしてください。この手当は、申請に基づき支給されます。

▼支給額 年額1万円。ただし、支給対象月数が10カ月未満の場合は、支給対象月数×1000円。

※申請した月の翌月から支給対象となります。

象となります。

※手当は毎年3月に当該年度分を支給（口座振込）します。

▼申請場所 社会福祉課窓口

▼必要書類

- ① 指定難病特定医療費受給者証
- ② 本人名義の預金通帳など口座番号の分かるもの
- ③ 印鑑



お知らせ

国土利用計画法の届出をお願いします

谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111（内線5104）

※すでに支給決定を受けている方は申請不要です。

▼支給要件 茨城県（保健所）発行の「指定難病特定医療費受給者証」を所持して、市内に住民登録があること。

毎年10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

市では土地に関する知識を深め、有効利用を考える機会となるように、国土利用計画法の届

出について周知を行っています。国土利用計画法の届出とは、土地取引を行った場合に必要となる届出です。売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日から2週間以内に、都市計画課まで届出をお願いします。

【市立幼稚園】区域外でも通園可能に

教育委員会学校教育課 ☎58・2111（内線7107）

通園区域の幼稚園に空きがない場合に

市立幼稚園の入園については、通園区域の幼稚園に申し込むことになっていますが、通園区域の幼稚園の定員に空きがないため、入園することができな

い場合に限り、通園区域外の幼稚園に申し込むことが可能になりました。

ただし、通園区域外の幼稚園に通園する場合は、保護者の送迎が必要です。

詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

▼届出の必要な面積

○市街化区域：2000㎡以上

○市街化調整区域：5000㎡以上

▼届出の必要な取引 売買、交換、共有物持分の譲渡、一時

金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など

▼届出期限 契約締結日から2週間以内。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。



お知らせ

【平成29年度】地籍調査を行います

谷和原庁舎建設課 ☎58・2111（内線5204・5205）

市の今年度の地籍調査対象区域は、左図のとおり予定しています。地籍調査事業とは、宅地、田畑、山林など土地一筆一筆を、土地所有者の立会いの下で位置、地目、隣地との境界などを確認する調査です。

この調査結果が地籍簿や地籍図として記録され、法務局で法的に保護されます。

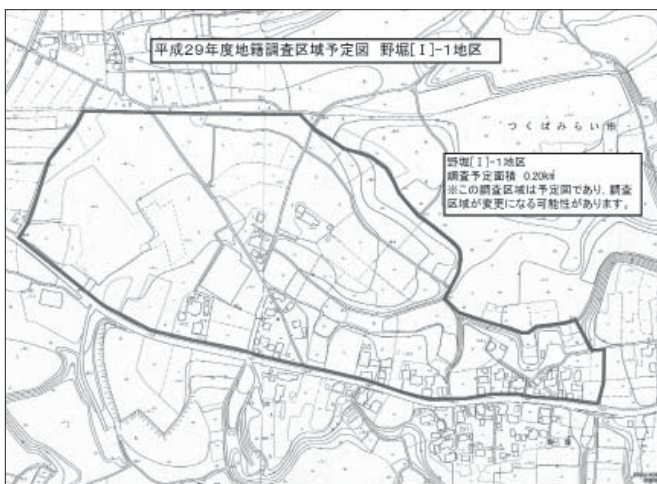
これにより市の都市計画事業が円滑に行われるほか、個人的

な財産である土地を売買や相続する時に起こりうる無用なトラブルから回避することにもなります。

この事業に要する経費は国・県・および市で負担しますので、個人負担は一切ありません。

なお、今年度の調査対象地域に土地を持っている方については、後日立会いについての通知をお送りしますので、ご協力をお願いします。

■平成29年度の対象地区 野堀地区の一部



※上記図の太線で囲まれた地域が、今年度の調査区域となります。この調査区域は予定図であり、変更になる可能性があります。